



令和 5 年 2 月 15 日
午前・午後 10 時 20 分 受領
令和 5 年 2 月 15 日

南山城村議会議長 久保憲司様

南山城村議会議員 徳谷契次

一般質問通告書

次のとおり通告します。

1. 新型コロナウイルスに対する今後の村の対応について	政府は2月に、新型コロナウイルス対策では、感染症法上の位置付けを今春にも季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げる方針を出した。当分の間は国による予防接種は継続されるようであるが、本村は高齢者率も高く、また村内・近隣の医療機関も限られた現状と思われる。	村長
	このような状況の中、次の事項について質問します。	
	1 入院患者・要隔離者数の把握、食糧支援など、村との関わりはどのように変化するのか。	
	2 今後発生する患者に対する対応などについて、京都府保健衛生部局との医療機関、病床確保など協議しているのか。	
2. 少子化・人口減少施策の対応について	令和3年度の村の新生児誕生数は3人、同4年度は4人と聞く。この出生数が今後著しく上昇するような社会状況の変化は考えにくい。ついては、次の事項について質問します。	村長
	1 移住促進の施策により人口を増やすべきと何度も提唱するが、前向きな姿勢でなく、積極的施策が出ていないと思える。現行の施策を以って十分としているのか。	
	2 「南山城村結婚新生活支援補助金」があるが、所得制限が設定されている。補助額は30万円である。	
	1) この場合、なぜ所得制限が必要なのか。二人の所得が50万円を超えるのは通常の範囲内と思え、村の支出を抑える施策に見えることから、所得制限は撤廃すべきであると思うが、どうか。	
	2) 先着2名とある。村で結婚し、村に住もうとする人(世帯)は多いほど良いではないか。撤廃すべき条項であると思うが、どうか。	
	3 「田舎暮らし住宅取得定住促進奨励金制度」がある。	

	<p>1)公務員は除外とある。一定の所得のある人（世帯）に村に住んでもらうことは得策ではないのか。撤廃すべき条項であると思うが、どうか。</p> <p>2)生活保護世帯は除外とある。弱者の疎外、法に抵触する虞がある。撤廃すべき条項であると思うが、どうなのか。</p> <p>4 「地域少子化対策重点推進交付金」は特に村が選ばれた交付金である。先の質問では1件の問い合わせがあるものの交付に至ってないとの答弁であった。その後の経過はどうか。又、今後の対応はどうなのか。</p>	
3.令和5年度予算について	<p>令和5年度予算は既に積み上げられたものと思う。一方では骨格予算であると思うが、下記の3項目において特筆すべき内容の予算について質問します。経常的な予算以外で、各項毎1件、金額は問わない。</p> <p>1 福祉に関する予算。</p> <p>2 産業に関する予算。</p> <p>3 上記以外での予算。</p>	村 長